

## ○湖北環境衛生組合議会傍聴規則

〔昭和60年12月12日〕  
議会規則第2号

改正 平成30年11月 1日 議会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき議会の傍聴について必要な事項を定め、議会の円滑かつ適正な運営をはかることを目的とする。

(傍聴の届出)

第2条 議会の議事を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名及び年齢を届出なければならない。

(傍聴券)

第3条 議長は必要と認めるときは、傍聴券を発行することができる。

2 前項の規定により傍聴券を発行する場合には、傍聴券を持たない者は傍聴することができない。

(傍聴人の数)

第4条 傍聴人の数は、12人以内とする。

(議席入場の禁止)

第5条 傍聴人はいかなる理由があっても議席に入ることはできない。

(傍聴の禁止)

第6条 次の各号の一に該当する者は傍聴することができない。

- (1) 凶器又は危険のおそれのある器物を持っている者
- (2) 精神に異常があると認められる者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) 異様な服装をしている者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子又は、外とうの類を着してはならない。
- (2) 傘、つえの類を携帯してはならない。
- (3) 飲食又は私語、喫煙をしてはならない。
- (4) 議員の言論につき可否を表明してはならない。
- (5) 拍手をなし、又は喧騒に涉りその他会議を妨害してはならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴を禁じたとき又は退場を命じられたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(係員の指揮)

第9条 傍聴人は、前各条に定める外、係員の指揮に従わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年11月1日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。